

監査監第1304号

令和2年12月25日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 渋谷 佳孝 様

さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市監査委員 大矢 幸子

同 工藤 道弘

同 伊藤 仕

同 松下 壮一

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書の
提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（公の施設の指定
管理者）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、
別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象施設

さいたま市宇宙劇場

(2) 施設所管課

教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館

(3) 指定管理者

株式会社五藤光学研究所

(4) 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について（令和元年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 施設所管課

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されてい

るか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 利用促進のための努力はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象施設内

(2) 監査期間

令和2年8月4日（火）から令和2年12月23日（水）まで

6 監査の対象施設の概要

(1) 所在地

さいたま市大宮区錦町682番地2 大宮情報文化センター内

(2) 延床面積

2,409 m²

(3) 施設の内容

宇宙劇場ホール、ギャラリー兼集会室、スタジオ、研修室

7 指定管理業務の範囲

さいたま市宇宙劇場条例第15条に定める宇宙劇場の管理に関する業務

8 指定の期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

9 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館

指定管理者の指定、協定の締結、管理経費の算定及び指定管理者に対する指導監督について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 入場料及び利用料金の変更において、その承認に係る申請をさせていなかったため、さいたま市宇宙劇場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第24条第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 定期報告において、報告項目の点検を怠り、事業報告において、報告内容の精査を怠っていた。また、管理に係る経費の収支状況の正確性を確認していなかったため、基本協定書第16条及び第17条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 事業計画書において、提出はあったものの、承認をしていなかったため、基本協定書第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

エ 指定管理者が持ち込んだ備品において、市への届出をさせていなかったため、さいたま市宇宙劇場指定管理者業務仕様書（以下「指定管理者業務仕様書」という。）に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(2) 株式会社五藤光学研究所

公の施設の管理、施設の利用促進及び収支会計経理について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 指定管理者が持ち込んだ備品において、届出をしていなかったため、指定管理者業務仕様書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 事業報告書における管理に係る経費の収支状況において、実績額でなく目標

額を計上していたもの、年度の異なる経費を計上していたもの、計上漏れがあったもの、計上する科目を誤っていたもの等が見受けられたので、基本協定書第17条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 入場料及び利用料金の変更において、市の承認を得ていなかったのに、基本協定書第24条第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

エ 自主事業の実施において、その人件費を自主事業の支出として計上していなかったのに、基本協定書第40条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。